

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

道東あさひ農業協同組合
代表理事組合長 浦山 宏一 様

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴農協発注の工事請負契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、貴農協発注の工事請負契約を履行する際の下請負人も、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないものとするを申立てます。

なお、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

※ この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。
ただし、国土交通省北海道開発局を含む。

※ 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

以上